一般社団法人日本聴覚障害者陸上競技協会

強　化　委　員　会　規　程

制定　平成 29 年 4 月 23 日

（設　置）

第 1 条　一般社団法人日本聴覚障害者陸上競技協会（以下、「本協会」とする）は、定款第 40 条に従い、強化委員会（以下、「本委員会」とする）を設置する。

（目　的）

第 2 条　本規程は、夏季デフリンピック競技大会をはじめとする国際競技会でのメダル獲得数の増加、競技人口の増加、競技の普及に向けたナショナルチームの強化育成などを目的として、日本パラリンピック委員会（以下、「JPC」とする）の国内外強化活動助成事業を円滑に進めるために必要な事項を定めるものである。

（事　業）

第 3 条　本委員会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

（1）　強化指定選手の個別指導及び評価

（2）　強化合宿の企画

（3）　国際競技会への選手選考、派遣に関する事業

（4）　強化指定選手の強化、競技力向上のための調査・研究

（5）　指導者の資質向上のための研修会及び各種講習会、研修会への派遣

（6）　その他、目的達成に必要な事業

（委　員）

第 4 条　本委員会に次の委員を置く。

（1）　委員長　　1 名

（2）　副委員長　必要に応じて 1 名ないし 2 名

（3）　委員　　若干名

（専門部）

第 5 条　本委員会は、その事業を円滑に行うために、次の専門部を設ける。各専門部の部長、副部長は、本委員会の委員でない者で、選手との兼務を可とする。各部長は強化委員会との報告、連絡、相談を代表して行う。

（1）トラック専門部　部長 1 名、副部長 2 名（短距離、中長距離から各 1 名）

（2）フィールド専門部　部長 1 名、副部長 2 名（跳躍、投擲から各 1 名）

（3）マラソン専門部　部長 1 名

（ナショナルリレーチーム選考委員会）

第 6 条　国際競技会派遣選手の選考期間において、本委員会委員を含む、ナショナルリレーチーム選考

委員会を設ける。

2　選考委員は、本委員と代表監督で構成する（代表監督が本委員に含まれている場合は除く）。

3　トラック専門部より、本委員会の決議をもって選出された 2 名が出席し、意見を述べることができる。但し、選考委員会での議事は、会長及び監督が相談のうえで決するものとする。

（委　嘱）

第 7 条　委員長は理事の中から選出し、会長が委嘱する。

2　副委員長は、本委員会の決議をもって定める。

3　委員は、理事、本協会所属強化スタッフのうちから、理事会の決議を得たうえで、会長が委嘱する。

4　各専門部の部長、副部長は、各専門部での決議を得たうえで、委員長が委嘱する。

（任　期）

第 8 条　委員の任期は、委嘱日から開始し、本協会役員の任期と同じく終了する。ただし、任期期間での強化スタッフの入れ替わりに伴う途中退任、再任は認めるとする。

2　各専門部の部長、副部長の任期は、1 年とする。

3　ナショナルリレーチーム選考委員の任期は、国際競技会に向けた選手選考期間のみとする。

（会　議）

第 9 条　会議は、委員長が召集し、その議長となる。ただし、委員長が召集できない場合は、副委員長がその任を負う。

2　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところとなる。

3　議事に関して、書面または電磁的記録による提案があった場合、定款第 36 条にある理事会における決議の省略と同様に、書面または電磁記録により議決に関わる委員全員の賛成をもって決議があったものとみなす。

第 10 条　会長、副会長、理事及び事務局長は、本委員会の会議に出席し、意見を述べることができる。

第 11 条　委員長が必要と認める場合、委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。

（規定外事項）

第 12 条　この規定に定めのない事項については、理事会で協議し決定する。

（規定の改廃）

第 13 条　この規定の改廃は、理事会において行う。

（付　則）

この規定は平成 29 年 4 月 23 日より施行する。